

件名	愛媛県核燃料税条例																						
主管課	税務課																						
根拠法令等	地方税法																						
<p>【制定の概要】</p> <p>原子力発電所の立地に伴う財政需要に充てるための財源として、法定外普通税である核燃料税を設けるために制定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 税目 核燃料税</li> <li>2 課税客体 発電用原子炉への核燃料の挿入</li> <li>3 納税義務者 発電用原子炉の設置者</li> <li>4 課税標準 発電用原子炉に挿入された核燃料の価格</li> <li>5 税率 100分の10</li> <li>6 徴収方法 申告納付</li> <li>7 納期限 核燃料を挿入した日の2月後の月末</li> <li>8 有効期間 5年間</li> </ol>																							
施行日	総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（平成16年1月16日予定）																						
<p>【その他参考事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの条例制定状況 <table border="1" data-bbox="228 1384 1070 1691"> <thead> <tr> <th></th> <th>有効期間</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回目</td> <td>5年間（S54.1.16～S59.1.15）</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>第2回目</td> <td>5年間（S59.1.16～H元.1.15）</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>第3回目</td> <td>5年間（H元.1.16～H6.1.15）</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>第4回目</td> <td>5年間（H6.1.16～H11.1.15）</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>第5回目（現行）</td> <td>5年間（H11.1.16～H16.1.15）</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>第6回目（予定）</td> <td>5年間（H16.1.16～H21.1.15）</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>2 平成14年度核燃料税収入額 673,021千円（県税収入に占める割合 0.57%）</li> </ol>				有効期間	税率	第1回目	5年間（S54.1.16～S59.1.15）	5%	第2回目	5年間（S59.1.16～H元.1.15）	7%	第3回目	5年間（H元.1.16～H6.1.15）	7%	第4回目	5年間（H6.1.16～H11.1.15）	7%	第5回目（現行）	5年間（H11.1.16～H16.1.15）	7%	第6回目（予定）	5年間（H16.1.16～H21.1.15）	10%
	有効期間	税率																					
第1回目	5年間（S54.1.16～S59.1.15）	5%																					
第2回目	5年間（S59.1.16～H元.1.15）	7%																					
第3回目	5年間（H元.1.16～H6.1.15）	7%																					
第4回目	5年間（H6.1.16～H11.1.15）	7%																					
第5回目（現行）	5年間（H11.1.16～H16.1.15）	7%																					
第6回目（予定）	5年間（H16.1.16～H21.1.15）	10%																					